

掛川市告示第64号

掛川市外国人高齢者福祉手当支給要綱（平成17年掛川市告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月15日

掛川市長 松 井 三 郎

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第2項第1号中「外国人登録証明書」を「在留カード又は特別永住者証明書」に改める。

第12条中「外国人登録法第12条第3項の規定により、死亡した者に係る外国人登録証明書を返還しなければならない者」を「受給者の親族又は同居者」に改める。

様式第1号を次のように改める。

外国人高齢者福祉手当受給資格認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

掛川市外国人高齢者福祉手当支給要綱第4条第2項の規定により受給資格の認定を受けたいので申請します。

受給資格	住所					
	ふりがな 氏名					男・女
申請者	生年月日	明・大・昭（西暦		年）	年	月 日（ 歳）
	職業		国籍	※	電話	—
申請者	※ 永住許可又は特別永住資格の有無			有（ ） ・ 無		
	厚生年金その他の公的年金受給の有無			（有・無）（ ）		
家族及び同居の親族	氏名	生年月日	受給資格者との続柄	同居・別居の別	住所	
前年等の所得状況	区分	給与所得	給与所得以外の所得	合計	所得税課税の有無	
	対象者本人				（有 ・ 無）	
	配偶者 主たる扶養義務者				控除対象配偶者及び扶養親族人	
受給資格が認定されたときの手当の振込先金融機関名			銀行・信用金庫 農協・労働金庫 _____ 支店			
			（普通・当座） NO _____			
			口座名義			

（注）※のある欄の記入は必要ありません。

（添付書類）

- 1 在留カード又は特別永住者証明書の写し
- 2 本人、配偶者又は主たる扶養義務者に前年（前々年）の所得がある場合は当該所得を証明する源泉徴収票等の書類

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。